

3階直結直圧給水施工基準

令和5年10月

久山町上下水道課

1. 目的

この基準は、小規模受水槽を設置することなく、配水管の水圧を有効利用することにより、3階建ての建物について直結直圧給水を行うことで、より安全かつ良質な水を供給できる範囲の拡大を図ることを目的とする。

2. 適用対象建物

配水管の水圧をもって建物へ直結直圧給水を行うことができる範囲は次のとおりとする。

- (1) 一戸建専用住宅及び一戸建店舗付住宅
- (2) 共同住宅及び店舗・事務所付共同住宅
- (3) 事務所ビル、倉庫、店舗等で使用水量が少ないもの
- (4) その他水道事業管理者が認めたもの

常時一定の水圧を必要とする建物、一時的に多量の水を必要とする建物、もしくは減水又は断水時でも一定量の水を必要とする建物は除く。

3. 適用条件

- (1) 対象地域

対象地域は、分岐する配水管において最小動水圧が0.25MPa以上を確保できる地域で、かつ必要とする水量を確保できる地域であること。

- (2) 配水管口径

分岐する配水管の口径は、 $\phi 50\text{mm}$ ～ $\phi 200\text{mm}$ であること。 $\phi 50\text{mm}$ 配水管の場合は、管網を形成していること。

- (3) 量水器口径

量水器の口径は $\phi 20\text{mm}$ 以上とする。

- (4) 給水栓の高さ

3階に設置する最高位の給水栓の高さは、分岐する配水管の道路面より9.0m以下とする。

4. 直結直圧給水申込み手続き

- (1) 事前協議書の提出

直結直圧給水を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者を通じて、3階直結直圧給水事前協議書（様式1）を提出するものとする。

- (2) 調書の作成

提出された協議書をもとに、管理者は書類及び現場の状況等の調査を行い、3階直結直圧給水調書（様式2）を作成する。

(3) 協議回答書の作成

給水調書をもとに3階直結直圧給水事前協議回答書(様式3)を作成し、協議者に回答する。

(4) 給水装置工事申込み

協議回答書に基づき給水装置工事の申込みを行う。事前協議を行っていない申込みは受付けないものとする。

(5) 工事内容の変更

協議書及び給水装置工事申込みの内容に変更がある場合は、直ちに管理者と再協議を行うこと。

5. 提出書類

給水装置工事申込みには次の書類を提出すること。

- ① 給水申込及び給水工事申請書(給水装置施工基準に記載の必要書類を添付)
- ② 3階直結直圧給水事前協議回答書の写し
- ③ 3階直結直圧給水に係る誓約書(様式4)
- ④ その他管理者が必要とする図面及び書類

6. その他

給水装置工事の設計にあたっては、給水装置工事施工基準及び3階直結直圧給水施工基準に基づくものとし、定めのない事項については管理者と協議を行うこと。

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。

様式 1

3 階直結直圧給水事前協議書

年 月 日

久山町上下水道事業管理者 殿

住 所

申請者 ㊟

申請代理人
(指定工事店)

所在地
主任技術者 ㊟

久山町給水装置工事施工基準に基づき、直結給水方式による給水装置の計画をいたしましたので、直結給水の可否につき協議をお願いします。

なお、本給水装置工事の施工について承諾いただいた場合は、3階直結直圧給水に係る誓約書を提出いたします。

記

給水装置設置場所	久山町大字
建物の名称	
建物の概要	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設（受水槽から） <input type="checkbox"/> 改造（増築含む）
建物の用途	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）
配水管の管種・口径	mm
給水管の分岐口径	mm
設計水圧	MPa
最高給水栓高さ（道路から）	m

注：1. 添付書類として、位置図、配管図、立面図、各階平面図等を添付すること。

様式 2

3 階直結直圧給水調書

1 水圧調査

水圧調査箇所	別紙位置図
調査日時	年 月 日
測定結果	MPa

2 配水管

配水管（管網状況）	<input type="checkbox"/> 配水管の整備は不要 <input type="checkbox"/> 直結直圧給水にするためには配水管の整備が必要 <input type="checkbox"/> その他（ ）
-----------	--

3 最小動水圧

<input type="checkbox"/> 最小動水圧は、現状、将来とも0.25MPa以上見込まれる。
<input type="checkbox"/> 最小動水圧は、現状、将来とも0.25MPa以上の確保が見込まれない。

4 判定結果

年 月 日

<input type="checkbox"/> 直結直圧給水は	可 能	調 査 員	Ⓔ
	不 可 能	課 長	Ⓔ
備 考			

様式3

久上下水発第 号
年 月 日

殿

久山町上下水道事業管理者
久山町長 西 村 勝

3階直結直圧給水事前協議回答書

年 月 日付けで事前協議がありました3階直結直圧給水については、下記のとおり回答いたします。

記

1. 直結直圧給水の可否について

直結直圧給水が可能ですので、下記条件を遵守してください。

- ①誓約書の内容を遵守してください。
- ②久山町給水装置工事施工基準を遵守してください。
- ③給水規模や建物の用途に変更が生じた場合は、再協議が必要です。
- ④再協議の結果、直結直圧給水が不可と判断された場合は、他の給水方式に変更してください。変更となった場合の費用についてはすべて申請者の負担となります。
- ⑤給水装置工事申請時には、本書の写しを添付してください。
- ⑥設計水圧 _____ MPa

直結直圧給水が不可能です。他の給水方式を検討してください。

- 現状、将来において必要な最小動水圧の確保が見込まれない。
- その他 (_____)

2. 建物及び給水装置の概要

建物の設置場所	久山町大字
建物の名称	
建物の用途	

3. 給水装置工事事業者

事業者名	
主任技術者	

様式 4

3 階直結直圧給水に係る誓約書

3 階建て以上建物への直結直圧給水について、下記の条件を遵守し維持管理を行うことを誓約します。

記

1. 配水管工事や量水器交換に際し、減・断水及び給水栓を同時に使用した際に、出水不良等が生じても異議申し立てはいたしません。
2. 通常使用の場合でも使用時間によって、3 階の給水栓が使用できない場合も異議申し立てはいたしません。
3. 給水装置の維持管理及び漏水等の事故については、所有者又は使用者の責任において修繕及び事故処理を速やかに行います。なお、維持管理及び漏水等の事故に起因する苦情等の紛争が生じた際も、所有者又は使用者の責任において解決いたします。
4. 配水管の水圧変動や使用量の増加により、水量不足が発生した場合には、所有者又は使用者が工事費等を負担し、受水槽及びポンプ設備等の設置など適切な措置を講じます。
5. 給水装置の所有者が変更となった場合は、速やかに届出るとともに、誓約書の内容を承継します。
6. 所有者と使用者が異なる場合（共同住宅・工場・店舗等）は、上記の 1～5 について十分に使用者への周知を行い、遵守させます。

久山町上下水道事業管理者 殿

年 月 日

所有者 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

給水装置設置場所 久山町大字

番地

3階直結直圧給水フロー図



